

<b>Title</b>	『宝訓』『聖政』と宋人の"本朝史観": 宋代士大夫の"祖宗"観を例にして
<b>Author</b>	鄧, 小南 / 平田, 茂樹[監訳] / 山口, 智哉[翻訳]
<b>Citation</b>	人文研究. 58 卷, p.277-290.
<b>Issue Date</b>	2007-03
<b>ISSN</b>	0491-3329
<b>Type</b>	Departmental Bulletin Paper
<b>Textversion</b>	Publisher
<b>Publisher</b>	大阪市立大学大学院文学研究科
<b>Description</b>	富田和暁教授 : 毛利正守教授 : 山崎弘行教授 : 松村國隆教授 : 小林標教授退任記念

Placed on: Osaka City University Repository

## 『宝訓』『聖政』と宋人の“本朝史観” ——宋代士大夫の“祖宗”観を例にして<sup>1)</sup>——

北京大学中国古代史研究中心 鄧 小南  
(監訳：平田茂樹、翻訳：山口智哉)

【論文解題】 執筆者の鄧小南教授は、現在、北京大学歴史系教授の職にあり、主として、宋代政治史、唐宋女性史の分野で研究を進められております。代表的な著作としては、単著だけでも『宋代文官選任制度諸相面』、『課績与考察——唐代文官考核制度發展趨勢初探』、『祖宗之法——北宋前期政治述略』の3冊を著されております。

今回、投稿いただきました論文「『宝訓』『聖政』と宋人の本朝史観——以宋代士大夫の“祖宗”観為例」(原題)は、氏が進められている唐宋女性史、唐宋選挙制度史、宋代政治情報伝達研究、宋代政治文化史研究の内、最後の宋代政治文化史研究に位置するもので、これまで「祖宗の法」を手掛かりに多くの論文を著されております。「祖宗の法」とは、歴代の皇帝が築いてきた政治規範を指す言葉であり、宋代においては「祖宗の法」を尊崇する政治基調の下、政治闘争の場において「祖宗の法」が論拠としてしばしば登場します。また、投稿論文に見られる皇帝の善言を記した『宝訓』、『聖政』が歴代編纂されると共に「経筵」(ご進講の場)にて講義され、帝王学として受け継がれていくこととなります。その有様は「本朝の文物・家法、遠く漢唐に過ぐ。独り用兵やや及ばざるを為すのみ」(『中興兩朝聖政』)の表現によく表されております。

鄧小南教授は2005年、2006年と二度にわたり、大阪市立大学に客員教授として来日され、本学にて多くの講演をして頂きました。滞在中、氏と宋代政治史の諸問題について討論を重ねましたが、その中で最も印象が残ったのがこの「祖宗の法」の問題です。日本の宋代政治史研究は、政治事件史や制度史研究を重視する傾向が強く、政治文化の問題についての研究蓄積は少ない状況となっています。そこで、「祖宗の法」の問題を精力的に研究されておられる氏に論文の掲載を依頼し、本論文を投稿頂きました。

政治史の問題は、政治を文化として捉えることによってはじめて総合的な理解が可能となります。本論文は氏の見解の一端を述べたものに過ぎませんが、従来「文治」、「士大夫政治」といった抽象的な言葉によって語られてきた宋代政治文化が豊富な内実を持つものとして見事に表現されております。

文学研究科助教授(歴史学教室) 平田茂樹

本稿は宋人の“祖宗観”を例として、宋代士大夫の“本朝史観”について論じる。宋人の“本朝史観”には、形成過程が存在した。それは、宋代士大夫の集合意識の反映で、当時の人々の想像力を体現していたばかりでなく、兩宋時期における政治文化の主流が薰陶・培養した結果でもあった。その反映の方式と培養の道程には枚挙に暇がないが、『宝訓』と『聖政』の編纂・伝播と進講は、その中でもかなり重要な一端であったといえよう。

## 緒 言

宋代の政治文化史方面の問題を論じる際、宋人の“本朝史観”の影響を鮮明に感じることがある。宋代士大夫には、本朝の“祖宗”や“祖宗之法”に関する数多くの叙述があり、我々が歴史の細部に迫ろうとする場合、そのような見解のいくつかは考証するまでもない。しかしながら宋代の人々は、ほぼそういった見解に沿った叙述をし、またそのように信じる傾向をもち、実際には彼らの思考の中に見え隠れする同時代史の観念が反映されているのである。現在の宋代史研究者たちは、宋代の史料から離れることはできないし、当然のように宋人の宋代史に関する解釈から逃れることもできない。ただ実感としては、宋人の理解には当時の史実との関連がある場合ばかりでなく、おそらく性質の異なる別個のものだという場合もあるようだ。歴史上の記載に向かい合うとき、そこには事実もあれば、潤色や創作もあろう。研究の出発点として、幾重にも包まれた解釈と史実そのものを腑分けする必要がある。

いわゆる“本朝史観”というものは、各方面に関わってくる複雑な問題である。本稿では、このすべてを検討しようという意図はなく、宋代士大夫の“祖宗観”という視角からその一面を窺おうと試みるものである。ここでは、宋人の“祖宗観”が事実上、ある形成過程をへたものであり、宋代士大夫の集合意識が反映され、当時の創造力を体現した、また南宋時期の主要な政治文化の影響を受けて培養された結果であることが示されるであろう。その影響の方式や培養の過程については枚挙に暇がないが、『宝訓』と『聖政』の纂修、伝布、そして進講は、そのうちの重要な一端であるといえよう。

### 一 宋代の『宝訓』と『聖政』<sup>2)</sup>

本朝史の修撰について、中国史には遙遠たる伝統がある。宋代には、単なる叙述ばかりでなく、本朝史の解釈により一層の発展がみられた。『宝訓』や『聖政』が盛んに著されたことは、まさに宋人が本朝史の解釈を重視していたということの現れである。

宋代の『宝訓』と『聖政』については、すでに詳細な先行研究がある<sup>3)</sup>。『宝訓』や『聖政』の記載内容は、太祖以来の歴代皇帝の寡言善行（聖政嘉言皇猷美事）<sup>4)</sup>であり、後の皇帝にとって参考となるような宋王朝の経験である。またその編纂目的は、祖宗の聖なる功績を履行し、太平を招来する（履祖宗之聖跡、以興太平）<sup>5)</sup>ということである。その性格については、君主の施政上の求めに応じて編纂された、一種の帝王学の教材であるといえる<sup>6)</sup>。『宝訓』や『聖政』の叙述には、選択性と解釈の重複性という傾向があり、宋人の本朝史認識が集中して反映されている。

#### (1) “以繼以承、時用光大”

章如愚『山堂先生群書考索』続集巻16に次のようにある。

修撰史之日不一、而其凡有二、曰紀載之史、曰纂修之史。時政有記、起居有注、其紀載

之史乎。纂修之史名目滋多、実録云者、左氏体也。正史云者、司馬体也。紀其大事、則有玉牒。書其盛美、則有聖政。給其樞轄、則有会要。其曰日曆、合紀注而編次之也。其曰宝訓、於実録正史之外而撰定之也。

宋代の『宝訓』および『聖政』は、いずれもいわゆる編纂史料（纂修之史）に属し、本来の記載に編集が加えられたものである。このほか、たとえば范祖禹『帝学』などは『宝訓』や『聖政』の特集版に相当し、また呂中の『宋大事記講義』は『宝訓』や『聖政』に近い士人版である。これらの著作には、官撰のものもあれば、私撰のものもあるが、いずれにせよ純然たる学術的なものなどではなく、深い意味を含んだ政治文化的な行為である。その含意や目標は、明白かつ集中的なものである。現在、すでに完本として編纂当初のまま残っている『宝訓』や『聖政』は少ないものの、その基本的な内容や性質については、現存する上奏文や序文などから窺い知ることができる。また『帝学』や『宋大事記講義』などは、現在まで伝わっている。

当該王朝の嘉謀善政を編纂するというやり方は、太祖朝にすでに始まっていたのであるが、決して当初から『宝訓』や『聖政』という名がつけられていたわけではない。真宗朝とりわけ仁宗朝前期になり、国家統治の安定期を迎えると、上大夫たちが“本朝”のこれまでを振り返って大いに達成感を抱くようになり、義理を明らかにしようという視点から踏み込んだ総括を行う機会がもたれるようになった。よく見られる称赞のほか、要約形式の解説文なども出現している。

現在までに知られる最も古い『宝訓』の著作は、真宗朝期に李宗諤の手に成る『永熙宝訓』である。本書は、李宗諤の父親である李昉が太宗の『時政記』を編集した際に遺された原稿から、李宗諤が書き起こしたものであり、宗諤が世を去った後、家族が仁宗朝に進呈した<sup>7)</sup>。『宝訓』という名称は、おそらく進呈された際に朝廷から“御賜”されてつけられたものであろう。宋代史上、最初に『聖政録』という名がつけられた著作もまた、官僚個人が編集したものである。咸平3年(1000)、目端の利く銭惟演が初めて『咸平聖政録』を献上し、これによって彼は直秘閣を命じられることになった<sup>8)</sup>。本書の具体的な内容について、宋代人の言及は少なく、今日では知りえないが、銭惟演本人の一貫した作風から判断して、太平の盛世を謳ったものと考えてよいだろう。

『宝訓』と『聖政紀』の編纂は、瞬く間に国家事業となった。北宋期、最初の官撰『聖政紀』は真宗朝後期の天禧年間に<sup>9)</sup>、また官撰の『宝訓』が仁宗朝前期にそれぞれ成立している。その中で最も代表的なものこそ、明道年間に成立した『三朝宝訓』である。天聖5年(1027)10月、宰相王曾は、唐代の呉兢が纂修した『貞観政要』にいう、正史・実録以外に、太宗と群臣の対質の言葉を記録した、という事例を引用しつつ、太祖・太宗・真宗の『実録』『日曆』『時政記』『起居注』などから、正史に採録されなかった事跡をとりあげて、別に一書を成し、正史とともに頒行するよう建議した<sup>10)</sup>。そこで李淑・王举正等が勅命を奉じて『三朝宝訓』30巻を編纂し、明道元年(1032)2月に当時の監修国史であった宰相の呂夷簡がこれを進呈した<sup>11)</sup>。

元豊年間には『兩朝宝訓』が、紹興末には『神宗宝訓』などが相次いで編纂・進上されている。このほか、范祖禹『仁皇訓典』や林攄『元豊聖訓』なども、同じ性格の著作である。

石介が編集した『三朝聖政録』は、私撰による『聖政』の代表作である。仁宗の親政後、朝廷内外では祖宗の故事を称揚する機運が到来した。宝元元年（1038）、嘉州判官であった石介は、太祖が起こし、太宗が伝え、真宗が継いで太平の事業が成った（太祖作之、太宗述之、真宗継之、太平之業就矣）<sup>13)</sup>のだと考え、身の小職をはばかりず、三朝にわたる君主の遠大なる体統や治国の良好な訓戒（君人之遠体、為邦之善訓）を編纂し、分類して20門とし、『三朝聖政録』と題した。そうして各篇末には、みずから賛を作って諷諭の意を述べ、後の英君の助けとなり、この教訓が末永く伝わることを希望したのである<sup>14)</sup>。韓琦は石介の選定した“聖政”に対して真摯に検討を加えた後、本書に次のような内容を含む序言を寄せた。

夫監之無愆者、先王之成憲也。前之不忘者、後事之元龜也。昔周漢守文之君、皆能謹行祖考之道、故神保其治而民安其法。……洪惟有宋之受命也、易五代之弊、規万世之策、海内休息、不覩兵革之患者、幾八十年矣。是蓋太祖・太宗・真宗神武之所戡定・文德之所安輯、以繼以承、時用光大<sup>15)</sup>。

「以繼以承、時用光大（訓戒を承け継ぎ、当世に用いて光かがやく）」の句は、読者にかの興競が『貞觀政要』を撰述した際の「可久之業益彰矣、可大之功尤著矣（悠久の事業はますますあきらかに、大いなる功業はとりわけ顕著となる）」という願いを想起させる。これこそまさに『政要』『聖政』というジャンルの書物が追求している目標であった。

慶暦年間に変革を主張した士大夫たちは、時政を批判すると同時に、祖宗の法を再び振るわしめることをスローガンに掲げた。彼らは、前代の帝王の道からだけでなく、本朝の祖宗の遺勲からも治世の拠りどころを求めたのである。この目的を達成するべく、慶暦3年（1043）9月、新政推進者の一人であった枢密副使富弼は、「上仁宗乞編類三朝典故」と題する奏文を奉った。そこには次のようにある。

臣歴觀自古帝王理天下、未有不以法制為首務。法制既立、然後万事有經而治道可必也。宋有天下八十余年、太祖始革五代之弊、創立法度、太宗克紹前烈、紀綱益明、真宗承兩朝太平之基、謹守成憲。

近年紀綱甚紊、隨事變更、兩府執守、便為成例。施於天下、咸以為非、而朝廷安然奉行、不思剗革。……如此百端、不可悉數。其所以然者、蓋法制不立而淪胥至此也。臣今欲選官置局、將三朝典故及討尋久來諸司所行可用文字分門類聚、編成一書、置在兩府、俾為模範。庶幾類綱稍振、弊法漸除。此守基凶救禍亂之本也<sup>16)</sup>。

ここでいう「三朝の典故」とは、太祖・太宗・真宗時期の大綱・法制のことである。本書の編纂は、治国を実現する保証とみなされ、本朝の制度の整理に重点がおかれ、法制の紊乱と時政の失策を矯正することが目的であった。全20巻96門の内容には、三朝賞罰之權・威徳之本・責任將帥之術・升黜官吏之法・息費強兵之制・御戎平寇之略・寬民恤災之惠・篤親立教之風・御

臣防忠之機・察納諫諍之道などが含まれていた<sup>19)</sup>。

晁説之は、その「元符三年応詔封事」中で次のように述べる。

昔在仁宗時、嘗詔李淑為三朝訓鑑函、既又詔富弼為祖宗故事。石介作三朝聖政錄上之、仁宗嘉納焉。神宗因衆書、詔近臣作寶訓。則夫祖宗之典刑、宜乎光明盛大不可掩也<sup>17)</sup>。

宋人は、『訓鑑函』『聖政録』『故事』『宝訓』といった類の著作が祖宗の典章の推進を基本的な目的としていたことを、十分に認識していたのである。

『宝訓』や『聖政』の編纂は、ほぼ宋一代を通じていずれかを廃止すべからざる伝統になっていった。わずかに『玉海』巻49、「政要宝訓〔聖政〕」部分から、宋代の『聖政』（『政要』などを含む）類の著述が20種類近く、『宝訓』（『聖訓』『慈訓』などを含む）もまた15種類以上あったことがわかる。頻繁に祖宗の典故・宝訓・聖政が編集されたのは、事実上、祖宗の故事ないし祖宗の法を朝廷や士大夫が日増しに重視していったことの反映であろう。

宋王朝の統治が守成に転じるにしたがって、祖宗の“聖政”や“宝訓”の学習は、集中的かつ突出した現象となっていった。『宝訓』は、代々の天子の必読書ともいうべきものとなった。年少の、ないしは即位して間もないような、統治経験の少ない皇帝であればなおさらである。哲宗は若くして即位したが、元祐4年（1089）、左諫議大夫の梁燾が太皇太后高氏に「よりいっそうの聖学教育をすすめ、日々経史の学習を課し、宝訓や故事をよく学んでいただくように」<sup>18)</sup>と建議し、太后の裁可を得ている。哲宗は、天性の好孝心から宮中で多くの書物を博覧し、『祖宗宝訓』や『実録』などは、三回、四回と熟読したという<sup>19)</sup>。南宋嘉定年間にも、経筵官たちが集団で次のように上言した。

聖学無倦、固治道之所当先。皇祖有訓、尤聖学之不可後。

「皇祖有訓」は、皇帝の“聖学”中で突出した地位におかれ、当時の人々としては、近來の家法を継承することは、いずれも容易に知覚・実行できるものであり、ひろく往古を考えることとは異なるものとみなされた<sup>20)</sup>。『宝訓』や『聖政』に収められた祖宗の言行の記載は、このような文章の積み重ねをへて、しだいに宋朝の歴代皇帝に浸透していったのである。

## (2) “天子之学与凡庶不同”

宋王朝は、祖宗の故事や『宝訓』『聖政』の編纂をたいへんに重視していた。だが李燾は、その『統資治通鑑長編』の註文中で、『宝訓』や『祖宗故事』といった類の書物に記載された年号・官名・事件が不正確であることをたびたび指摘し、その潤色のあまりに事実を失った記述になっていると述べる<sup>21)</sup>。そうして、考訂の際には、しばしば不採用となり、あまつさえ「『宝訓』の年月や前後経過は、不実である場合が多い」<sup>22)</sup>という概括がなされる。これに関連して『四庫全書総目提要』の『貞觀政要』についての解説に、記載内容である太宗の事跡を『唐書』や『通鑑』と比較すると、齟齬をきたす場合が多いという指摘のあることに気がつく。ただし、このことは、後世の帝王の心理中にある本書の地位に影響を及ぼすことはなかった。

かかる問題は、ある一面からみれば、『宝訓』や『聖政』といった著作が厳格な歴史記録や史学の教本ではなく、政治的ガイドに重きをおく“祖宗言行録”であったということを表している。その主要な目的は、祖宗の“輝かしい事跡”<sup>253</sup>を伝播することであり、歴代の祖宗の治国の典章を伝え、王朝が聖政を継承することで、ひとつの政道を伝えていくことにある<sup>254</sup>。これは、まさに呂祖謙が「進哲宗徽宗宝訓表」中で、「立派な業績をおおいに受け継ぐのは、ただ衆言の最たるものを仰ぎみるのみである。この教訓を万世に伝えていく」<sup>255</sup>ということである。ある面で、宋代の実践例からいえば、『宝訓』の最も直接的かつ主要な読者とは皇帝で、「天子の学問は庶人とは異なるもの」であり、留意すべきは事実の表現が正確かどうかではないということである。哲宗を補佐した呂公著は、次のように言う。

人主之所当学者、観古聖人之所用心、論歴代帝王所以興亡治乱之跡、求立政立事之要、講愛民利物之術、自然日就月将、徳及天下<sup>256</sup>。

紹興末に、即位して間もない孝宗がはじめて経筵に臨御すると、当時、起居郎であった周必大は次のように進言した。

祖宗置経筵非为分章析句、正欲人主従容訪問、以裨聖徳、究治体、惟陛下留意。兼編類聖政、以正得失<sup>257</sup>。

宋代において、史学の著作には、官撰か私撰かを問わず、いずれも「重要なことはその表現にあって事実に存在するものではない」<sup>258</sup>という執筆傾向があった。特別な読者に向けて、特殊なテキスト形式として、『宝訓』や『聖政』の機能は、聖君の徳に裨益するものであり、政治の大体を究め、その得失を正しくすることにあり、その叙述と伝達を通じて、完全なる帝王——祖宗かその後継者かを問わない——を“構築”していくことにあったのである。

## 二 『宝訓』『聖政』における“祖宗”イメージの構築

『宝訓』や『聖政』は、帝王学の教材として、一般の歴史著述とは異なり、士大夫が理想的な帝王を作り上げていこうという強い願望がにじみ出ている。このような“構築”は、決して単なる美辞麗句を並べた阿諛追従的なものではなく、宋代士大夫の共通認識を体現するものであった。いわゆる“構築”の努力は、どのようなエピソードを選ぶかはもちろんのこと、編集者や提案者の重視する点が反映されていることもある。士大夫たちは、力を尽くして過去の帝王を理想的なものにしようとした。このような形成過程を経て、後世に規範となりうる“祖宗”イメージが築き上げられるのである。

宋人の“祖宗”イメージは、通常、決して無から有を生み出すような捏造ではなく、加工や“再構成”である。この過程をみると、宋人の筆法には減法ばかりでなく加法も存在し、ともに彼らの心理中にモデルとなる“祖宗朝”を描き出していることがわかる。減法とは、ある“後世に法とすべきではない”事実を覆い隠そうとすることを指し、祖宗のマイナス・イメー

ジをなくそうとすることである。また加法とは、学問の世界によく知られた積み重ねのことであり、先人の言行に後人の理解と解釈が加わっていき、範を後世に垂れうるような完璧なイメージをうちたてることである。

#### (1) 編纂：取捨選択と喧伝

宋代の史書——とりわけ官撰——に特定の記述を忌避する場合があることは、すでに当時から周知の事実であった。李燾『統資治通鑑長編』巻41、至道3年(997)3月癸巳条には、内侍王繼恩と参知政事李昌齡・知制誥胡旦らが結託して、楚王の趙元佐を擁立しようとした事件が述べられている。彼は、注文の中で「王繼恩らが皇帝の廃立を企んだことについて、『実録』『国史』にはまったくその記録がみえない。どうやら忌避しているようだ」と述べている。類似の事例は、ほかにも多く見受けられる。北宋の『時政記』や『起居注』がいずれも李元昊の反乱のこと、あるいは契丹が土地の割譲を要求してきたことを書かないのは、国のタブーは書いてはいけないというのが、当然のこととみなされていたからであろう<sup>29)</sup>。

編纂史料としての『宝訓』や『聖政』は、もともと帝王の“盛事”を記録するものであり、おのずからその歴史的イベントには選択性が存在する。それゆえに歴史記録(紀載之史)とは違って、その忌避の痕跡がはっきりとしない。それでも、“帝王学の教材”を重要視し、またあるべき政道からの逸脱をきわめて警戒する宋代士大夫が着目していたのは、ほかでもないすでに選り抜かれた歴史的イベントであったことがみてとれる。

太祖趙匡胤は、多くの人々から開明的かつ率直で誠意のある、あけっぴろげではあるが軽率ではないイメージがもたれてきた。このようなイメージの形成は、太祖自身が皇帝という身分にふさわしい努力をしたことによるだけでなく、士大夫が理想的なイメージを描き出そうという実践に意を注いできたことと不可分である。南宋の呂中は、『宋大事記講義』の中で「創業の君主は、後世の軌範とみなされる」と述べている<sup>30)</sup>。そうであるからこそ、天下国家の事に志ある宋代士大夫たちは、“創業の君主”というイメージの描出・維持にもっとも注意を払っていたのである。

朱熹『三朝名臣言行録』巻1、「魏国忠献王韓琦」には、次のような記載がある。

石守道編三朝聖政録、将上、一日求質於公、公指数事為非。其一、太祖惑一宮鬻、視朝晏、群臣有言、太祖悟、伺其酣寝刺殺之。公曰、此豈可為万世法。已溺之、迺惡其溺而殺之、彼何罪。使其復有嬖、将不勝其殺矣。遂去此等数事。守道服其清識。

このような取捨選択や潤色は、実際のところ、太祖本人のためだけにというものではない。「これがどうして万世の法たりえようか」という一句は、反語形式でもって『聖政録』や『宝訓』といった書物の編纂意図が明確に示されている。“万世の法となす”ことは、当時、強い歴史的な責任感を抱いていた士大夫たちが追求した目標であった。このような正義かつ神聖な目標のもとで、祖宗の言行を選り抜き、模範となりうる祖宗の形象を作り上げることは、まっ



たくもって情にも理にもかなった方法だとみなされていたのである。

“万世の法となす”という枠組みのもとで、宋代の士大夫たちは、“祖宗”朝の様々な施政や法制をより豊かな内容を含むものと化し、自己の理念に基づいて表現を和らげたり、あるいは強調したりすることで、亀鑑となる“祖宗”のイメージを作り上げていく。当然のごとく、ここからは当時の士大夫の理想とする境地に対する追求がうかがえる一方で、部分的に歴史事実を覆い隠すことが代償となっていることは疑うべくもない。

宋代における様々な種類の文献の中で、『宝訓』や『聖政』といった著作のもつ性質についていえば、それは、本朝の明君・賢相の心を明らかにしたものであり<sup>31)</sup>、その隆盛なるさまを記録したものだということになる<sup>32)</sup>。この種の記載においては、史実の検証は重要なことではなく、需要に応じた記事の選定と解釈にこそ心血が注がれた。もちろん、上奏文のような“言説”ないしは解釈といった形式をもつ史料も、程度は異なるものの類似の状況が存在するであろう。

宋人の手による、たとえば太祖の、宰相には読書人を用いるべきだという態度、および天下で最も大切なものは何かと趙普に下問し、「道理が最も大切です」という答えを褒めたというような話、あるいは祖宗朝の、文官が樞密院の政務を掌握する施策についての叙述や解釈は、いたるところにみられ、読者に深い印象を与えた。研究者たちもまた、長らくこれらの叙述や解釈に無批判に従ってきた<sup>33)</sup>。

宰相には読書人を用いるべきだという記事を例に取り上げてみよう。この逸話が初めて記録に残された時期は、はっきりとしないものの、少なくとも王曾『王文正筆録』には、「上（太祖のこと）は左右に『宰相には儒者を用いるべきだ』といった」という記述がみえる。また元祐初め、范祖禹は、哲宗の経筵に『帝学』を講じた。本書の提要にいう、「宋朝諸帝だけその記述が詳しいのは、祖宗を法とする意志にもとづいて、それを教えとするからであろう<sup>34)</sup>」。彼もまた、本書の中で、太祖が開宝年間以降は読書を好み、かつて「宰相は読書人を用いねばならぬ」と嘆じたことを述べている。続いて次のようにいう。

太祖皇帝之時、天下未一、方務戦勝、而欲尽令武臣読書。夫武臣猶使之読書、而況於文臣、其可以不学乎。又言宰相須用読書人、夫宰相猶当読書、而況於天子、其可以不学乎。

又勸趙普以読書。蓋太祖皇帝知学之益、又知為君為相不可以不学也。書曰、聖有諷訓、明徴定保。太祖皇帝之訓子孫、可不念之哉<sup>35)</sup>。

同様の引用とその解説は、北宋から南宋にかけてくりかえし出現する。南宋理宗朝期、曹彦約はかつて経筵官となったが、後にその進講の様子を『経幄管見』という書物にまとめた。『四庫全書総目提要』は、本書について次のように説明する。

蓋彦約侍講筵時所輯、皆取三朝宝訓反覆闡明、以示效法。蓋即范祖禹帝学多陳祖宗旧事之義。

本書巻3には、彼が宝慶2年（1226）2月12日における進講の詳細な状況が記載されている。

この日は、まず「礼大臣」篇を、そして「優近臣」篇を読んだ。そして太宗が枢密使の王頤に読書を勧めたという段となり、次のようにある。

臣読畢、口奏、宰執大臣、当代天理物之任、非止一官一職而已。不本諸簡冊、豈可以佐王治邦国也。自唐末五代之際、日尋干戈、当時大臣以權謀為上、聖賢之教掃地尽矣。大乱極弊、一転而為本朝、累聖相承、復還旧觀。太祖謂宰相須用読書人、太宗用枢密使而慮其寡於学問、至以軍戒示之、故本朝文治之盛、前朝所不能及也。

このような述べ方は、しばしば両宋時期の士大夫たちの口頭や文章の中に現れており、過去を振り返っての懐旧の念ばかりではなく、現実問題に焦点をあわせた警鐘ともなっていた。

宰相には読書人を用いるべきだという、この後世に範を垂れる警句は、修史作業に参与する“読書人”たちに重視されたのはもちろん、後世の史家の注目を受けることとなった。太祖のこの言葉とその思惑は、決して太祖一人の行為過程の中から検証されたものではないようだ。

李燾『統資治通鑑長編』は、この逸話を乾徳4年(966)のこととするが、彼は注の中で「この事件は果たしていつのことなのか分からない」<sup>36)</sup>と説明する。少なくとも李燾からみて、その経緯がよく分かっていなかったことを表している。おそらく皇帝として太祖が「宰相には読書人を用いるべきだ」と述べたことはあったのだろう。ただ、太祖朝の政治をみれば、彼が重用したのは主に吏才に富む官僚であったことが分かる<sup>37)</sup>。学術に乏しかったが吏才に通じていたとされる宰相の趙普は<sup>38)</sup>、乾徳2年に范質・王溥・魏仁浦ら3人の宰相が職を免ぜられてより以後、一人で10年の久しきにわたって宰相職をつとめた。もし広義の“読書人”として考えれば、それ以前に職を換えられた宰相の范質・王溥は、いずれも五代の進士であり、“読書人”といえなくもない。しかしながら彼らは、その地位は高かったけれども、太祖の側近ではなかった。もしも文才に富んで学識もある陶穀や竇儀などを“読書人”の基準だとみなせるのであれば、太祖が彼らを優先的に宰相に起用しようとしていたという明確な形跡は見出せない。かつ、趙普のような治世の才能に富み、極めて公正忠実な補佐者であっても<sup>39)</sup>、皇帝の信頼はなお限界があった。太祖の、「国家の事はみな書生の汝(趙普)に任されている(国家事皆由汝書生)」という軽蔑の言葉は<sup>40)</sup>、広く宣伝されてはいないものの、太祖が心中、“読書人”に対して良くない感情ないしは警戒心を抱いていたという一面を露呈しており、十分に検討する価値がある<sup>41)</sup>。

実のところ宋人は、“祖宗”が輔弼の任を選ぶ基準を知らないわけではなかった。魏泰『東軒筆録』は、建隆年間以後の宰相がしばしば文才にもとづいていなかったと述べている<sup>42)</sup>。また哲宗の元祐初年、監察御史であった孫升も次のように述べている。

祖宗之用人、創業佐命如趙普、守成致理如王旦、受遺定策如韓琦、此三人者、文章学問不見于世、然觀其德業器識、功烈行治、近日輔相未有其比<sup>43)</sup>。

今日の我々は、“読書人を用いた”という説の虚実を明らかにしたいのではなく、この問題をめぐって、宋人の記載中にある“祖宗”に関わる言葉に注目するばかりでなく、歴史上に現

れた“祖宗”の実際の仕方にも注意すべきなのである。

## (2) 経筵での進講：祖宗の事跡を“啓発”することについて

『宝訓』や『聖政』の記載内容は、過去の言辭であるとはいえ、それらはいずれも本朝の祖宗から発せられたものであり、また歴代の帝王によって治国の憲章として奉られたり、時務の処理に参照したりと、至上の権威が付与されていた。宋代の経筵の場では、しばしば『宝訓』『聖政』が進講されている<sup>44)</sup>。重点的に祖宗の故事や訓諭を解釈するのは、進講者の主体的なものといえよう。

およそ『宝訓』と『聖政』の文章の構想には、ある共通点が存在する。それぞれの文や篇の構成上、基本的に部門が分かたれて集録・編纂され、項目ごとに記された事跡の後ろに、しばしば論を展開させたり、解説が加えられたりしている。このような分類別・箇条書きの記載方法や、テーマを区切って詳解を重視するやり方は、主として終日多忙を極める“君主”のために、閲覧と参照の便宜を図ろうとしたものであった。

仁宗朝の康定元年（1040）、陝西において西夏との衝突が激化した。その4月に、『三朝宝訓』の取捨整理と進講の責任を負っていた侍読学士の李淑は、次のように進言した。

宝訓欲先読第一卷政体・聴断事外、却取第十三卷以後将帥・边防・夷狄事進読、庶幾戎備边防蚤得敷啓<sup>45)</sup>。

李淑は、祖宗朝における君臣間の問答や政治上の処断が、時局に対してたちどころに効果を發揮するような指導力をもつとみていたことは間違いない。このような考え方は、当時において非常に典型的なものであった。歴史的経験の化身としての“祖宗”の、現実政治に対する実際の影響力は、まさにこのような過程の中で形成され、かつ強化されうるものだったのである。

『宝訓』中の故事をもって現実を指導することは、政治家や学者の解説や論述が求められ、これこそ宋人が重視した“啓発”の過程にほかならない。元祐4年（1089）10月、進読官が邇英閣で『三朝宝訓』の講義を終えた際に、次のようなやりとりがあった。

侍読蘇頌等奏曰、陛下勤求治道、仰法祖宗、臣等每媿荒疎、不能發明、上資聖覽。上遣内侍宣答曰、祖宗治道茲有本原、逮此終篇、悉資開發。頌等稽首称謝<sup>46)</sup>。

まさに祖宗の治道は、経筵における進読官の啓発によっていた。それゆえに経筵官の選任がきまって重視され、これが帰納されて宋王朝の家訓となり<sup>47)</sup>、祖宗の訓戒を申し述べて時局の規範とすることは<sup>48)</sup>、経筵官の責務となったのである。

『東都事略』巻89、呂大防伝には、元祐8年（1093）に宰相であった呂大防が邇英閣で『宝訓』を進読する機会を得たことにかこつけて、哲宗に祖宗の家法をすすめていく場面が記載されている。

哲宗御邇英閣、召宰執講読官読宝訓。至漢武帝籍南山提封為上林苑、仁宗曰、山沢之利、当与衆共之。何用此也。丁度曰、臣事陛下二十年、每奉德音、未始不及於憂勤、此蓋祖宗

家法爾。

大防因推広祖宗家法以進、曰、祖宗家法甚多。自三代以後唯本朝百二十年中外無事、蓋由祖宗所立家法最善。

祖宗の家法の具体的な内容について、呂大防は、事親之法・事長之法・治内之法・待外戚之法・尚儉之法・勤身之法・尚礼之法・寛仁之法の8項目があると分析し、それぞれに詳しい解説を行った。そして彼は、まとめの言として次のように述べた。

至于虚己納諫、不好畋獵、不尚玩好、不用玉器、飲食不貴異味、御廚止用羊肉、此皆祖宗家法所以致太平者。陛下不須遠法前代、但尽行家法、足以為天下。

哲宗は、まったくその通りだと認めたという<sup>49)</sup>。

いかに“祖宗”を認識し、いかに祖宗の政治的遺産や精神的遺産を認識していくのかは、宋代において、きわめて重要な現実政治の問題とみなされた。経筵における『宝訓』や『聖政』の進読過程、その長年の蓄積とあえて何度も繰り返された“啓発”を通じて、祖宗の法が内包するものはたえず豊富となり、時局の政治的措置も“祖宗”の打ち建てた本朝の基調に近づいていく傾向があった。

『宝訓』や『聖政』を進読することは、宋代に臣僚が進言し、君主がその言を受け入れる重要なルートとなった。蘇軾・呂大防・真徳秀・曹彦約らが上奏したのは旧事の逸話であるが、彼らの目は今日の事柄に向けられていた。明代の永楽年間に楊士奇・黄淮らが勅を奉じて編纂した『歴代名臣奏議』全350巻には、臣僚が帝王に故事を進言した部分が108箇所あり、ひとつの例外もなくすべて宋代の事例となっている。そうして、彼らの進上した内容のほとんどが“本朝”における“祖宗の故事”であった。このような言論上の気風が取り巻いていたことで、宋朝政治は、暗黙裡のうちに影響を受け、規範化されていったのである。

### 三 余 語

ある学者が、次のように指摘している。

実際の歴史においては、歴史家が通常述べているようなものとは異なり、歴史への回顧が未来への選択を決定するものである。真実の様相は、しばしば未来への判断が人々のどのような歴史を振り返り、どの部分の過去を浮き上がらせ、どのような遺産を強調し、どんな伝統を突出させるべきかということを相当に左右する。それゆえ、特定の立場やあらかじめ設定されたものがほとんどないような“回顧”や“検討”というものは、存在しない。歴史とは、それ自身が立ち現れてくるものではなく、叙述されるものなのである。…  
…<sup>50)</sup>

我々がみてきた、宋人の本朝史に対する叙述もまたこのようなものである。

いわゆる“宋人の本朝史観”とは、宋代士大夫の本朝の歴史に対する基本的な見解を指す。

このような“史観”の出現と伝播は、『宝訓』や『聖政』の編纂・啓発の過程に集中して体现されている。今日、関連する問題を論じる際には、宋人自身の本朝史に対する認識に注意するだけでなく、彼らがどのような集団的な解釈と推進を通じてこのような認識を培養していったのかについても注目する必要がある。贅言するまでもなく、宋代士大夫の見方は、全て一致したものではない。その中には集団間の態度が異なるもののみならず、時間的変化の影響を受けたものもある。同種のものと考えられる“祖宗之制”や“本朝故事”のような汎称の背後には、複雑な思惑や選択が存在している。本稿が検討を試みたのは、宮廷内で流行した主導的なものであり、おおよそ両宋時期を一貫し、かつ代表的なものの部分的内容である。

『宝訓』や『聖政』は、もとより歴史事実のあるがままの記録ではない。宋代士大夫が本朝の故事を編集・整理したものであり、彼らの苦心の作である。中国古代において、もともと史官には“直筆”の伝統があったが、不本意ながら加筆訂正を行う、甚だしくは信念を曲げてまで迎合するという状況も決して皆無ではなかった。宋代とて例外ではない。このような意味からいえば、『宝訓』や『聖政』の加工は、単なる“減法”ないし“加法”といった問題ではない。ただその中の取舍・潤色されたものを一概に御用文人の阿諛追従だとみなすのであれば、それもまた誤解であろう。

中国古代史上、“帝王”が体现していたのは、単にある地位だけではなく、衆人環視のもとにあっての役柄でもあり、この特定身分に対して様々な行為上の期待が寄せられていた。范純仁の「今日の挙動は、将来にとって規範となるべきである」という言葉は<sup>51)</sup>、まさにこの“期待”の反映であろう。士大夫の眼中、文面、発言の中において、宋朝開国の“祖宗”は、目指すべき人物であり、積み重ねられた目標であった。彼らは“本朝”の歴史経験の化身であるばかりか、理想的な君主イメージのモデルでもあった。また後代の君主が見習うべき模範であるばかりでなく、士大夫が安心立命でいられる掩蓋でもあった。宋人の“祖宗”イメージの描写や、“祖宗之法”の引用や説明中には、細心の注意が払われ、際立った主観性が存在している。このような意味からいえば、祖宗イメージの形成および本朝の歴史の解説には、いずれも統治階級の集団的な“政治的知恵”<sup>52)</sup>が体现されているのである。

注意しなければならないのは、“祖宗之法”というものが決して祖宗の言動と施政のあるがままを反映しているのではなく、士大夫の選別を経、士大夫の理念に託し、士大夫たちの整合的な解釈に依拠して認定されたものだということである。当時の政治文化環境の下で、このことは、必ずしも曲学阿世ではなく、士大夫の“本朝”における治世の水準を高めようとの努力が曲折を経て体现されているのである。宋代の歴史的推移にともなって、鮮明な時代の痕跡を留める“祖宗”イメージは、実際には不断の再解釈と再構成の過程の中におかれていた<sup>53)</sup>。多くの事例が示しているように、士大夫の“本朝の過去”に対する追憶は、しばしば彼らの時勢に対する不満と変革の願望が屈折して現れているのであり、再解釈を後押ししていたのは、当時の集団的な政治傾向であった。

## 【註】

- 1) 本稿は、2005年秋に執筆した。2005年11月の北京論壇歴史分組における報告がもととなっている。
- 2) 『宝訓』と『聖政』の体裁面での関連と内容の重点などについては、拙稿「“祖宗故事”与宋代的〈宝訓〉〈聖政〉——從〈貞觀政要〉談起」『唐研究』11巻、北京大学出版社、2005年を参照。
- 3) たとえば王徳毅「宋代的聖政和宝訓之研究」『宋史研究集』第30輯、1-26頁、1999年、孔学「宋代宝訓編修考」『史学史研究』1994年3期、56-64頁、許振興「〈貞觀政要〉与〈三朝宝訓〉：論唐宋時期帝王学教材的承伝与创新」香港大学中文系主辦『李白杜甫与盛唐文化國際學術研討会』論文、2001年3月を参照。
- 4) 『統資治通鑑長編』巻35、淳化5年4月丙戌条、中華書局標点本。
- 5) 『安陽集』巻22、「三朝聖政録序」、影印文淵閣四庫全書本。
- 6) 許振興「〈古今源流至論〉中的宋代〈宝訓〉佚文」『古籍整理研究學刊』2000年4期、53-60頁。
- 7) 『玉海』巻49、「三朝聖政録」、江蘇古籍出版社、1990年。
- 8) これは『宋史』巻317、錢惟演伝、中華書局標点本による。『玉海』巻58、「咸平聖政録」条には、「太僕少卿直秘閣」の錢惟演が進呈したとある。
- 9) この『聖政紀』は、仁宗乾興年間編纂された十巻本の『政要』である。『統資治通鑑長編』巻99、乾興元年9月戊子条を参照。
- 10) 『統資治通鑑長編』巻105、天聖5年10月乙酉条、および『山堂群書考索』巻17、「太祖太宗真宗宝訓」、中文出版社影印本。
- 11) 『統資治通鑑長編』巻111、明道元年2月癸卯条。
- 12) 『徂徠石先生文集』巻18、「三朝聖政録序」、中華書局、1984年。
- 13) 『安陽集』巻22、「三朝聖政録序」。
- 14) 『安陽集』巻22、「三朝聖政録序」。
- 15) 『宋朝諸臣奏議』巻13、君道門、法祖宗、上海古籍出版社、1998年。
- 16) 『山堂群書考索（前集）』巻17を参照。『玉海』巻49、「慶曆三朝太平宝訓」条にも見えるが、字句が多少異なる。
- 17) 『景迂生集』巻1、「奏議」、影印文淵閣四庫全書本。
- 18) 『統資治通鑑長編』巻425、元祐4年4月乙巳条。
- 19) 『統資治通鑑長編』巻520、元符3年正月己卯条引『新録』。
- 20) 『宋会要輯稿』（中華書局影印本）崇儒7-37に、「蓋近承家法、皆易知而易行。視泛稽于古昔、又不侔也」とある。
- 21) 『統資治通鑑長編』巻76、大中祥符4年11月戊戌条。
- 22) 『統資治通鑑長編』巻32、淳化2年7月己亥条。
- 23) 『統資治通鑑長編』巻96、天禧4年11月壬戌条。
- 24) 周麟之『海陵集』巻3、「論乞修神宗以後宝訓」、影印文淵閣四庫全書本。
- 25) 『五百家播芳大全文粹』（影印文淵閣四庫全書本）巻2下、進文字表、「進哲宗徽宗宝訓表」に、「不頌丕承、第仰群言之首。是彝是訓、以貽万世之伝」とある。
- 26) 『宋朝諸臣奏議』巻3、君道門、「上哲宗論修徳為治之要十事・講学」。
- 27) 『文忠集』附録巻2、「行状」、影印文淵閣四庫全書本。
- 28) 『四庫全書総目提要』所引『蕭氏統後漢書』、影印文淵閣四庫全書本。
- 29) 『宋朝諸臣奏議』巻60、歐陽修「上仁宗論修日曆」、江休復『嘉祐雜誌』、影印文淵閣四庫全書本。
- 30) 『宋大事記講義』巻3、「乾徳四年四月禁献羹余」条、影印文淵閣四庫全書本。
- 31) 劉寔甫「宋大事記講義序」。
- 32) 『群書考索（統集）』巻16に「書其盛美、則有聖政」とある。
- 33) 上述した問題の個別事例の分析については、拙稿「近臣与外官：試析北宋初期的樞密院及其長官人選」『國際宋史研討會論文集』（河北大学出版社、2002年）、および「関于“道理最大”——兼談宋人对于“祖宗”形象的塑造」『暨南學報（哲社版）』2003年第2期、また「談宋初“欲武臣読書”与“用読書人”」『史學月刊』2005年7期を参照。

- 34) 『四庫全書總目提要』所引『帝学』。
- 35) 『帝学』卷3、影印文淵閣四庫全書本。
- 36) 『統資治通鑑長編』卷7。
- 37) 張其凡は、太祖朝の用人方針に論及した際、宋初は史道を重視していたという現象について検討し、この方針が“祖宗之法”の範疇に含まれるようになったと述べている。『宋初政治探研』巻2、宋初諸政平議、「試論太祖朝の用人」、暨南大学出版社、109～126頁、1995年を参照。
- 38) 『宋史』巻256、趙普伝。
- 39) 『宋宰輔編年録校補』巻2、中華書局、1986年。
- 40) 『統資治通鑑長編』巻12、開宝4年11月癸巳条。
- 41) 拙稿「談宋初之“欲武臣讀書”与“用讀書人”」『史学月刊』2005年7期を参照。
- 42) 『東軒筆録』巻1、中華書局、1983年。
- 43) 『統資治通鑑長編』巻388、元祐元年9月癸未条。
- 44) 管見の限り、宋代に経筵で進講された“祖宗聖訓”は、『宝訓』が主であり、時に『聖政』が進講される場合もあったようである。
- 45) 『玉海』巻49、「天聖三朝宝訓」。
- 46) 『統資治通鑑長編』巻434、元祐4年10月癸丑条。
- 47) 『歷代名臣奏議』巻9、度宗朝牟榮「進故事」、上海古籍出版社影印本、1989年。
- 48) 『四庫全書總目提要』所引曹彦約『昌谷集』。
- 49) 『統資治通鑑長編』巻480、元祐8年正月丁亥条。
- 50) 王学典「近五十年的中国歴史学」『歴史研究』2004年第1期、165頁。
- 51) 『統資治通鑑長編』巻427、元祐4年5月丙戌条、「今日挙動、宜与将来為法式」。
- 52) 王水照「緒論：宋型文化与宋代文学」『宋代文学通論』（河南大学出版社、1997年）、1頁。
- 53) 拙稿「関于“道理最大”——兼談宋人对于“祖宗”形象的塑造」『暨南学報（哲社版）』2003年第2期を参照。

【2006年9月20日受付、11月6日受理】

## “Precious Instructions”, “Sagely Governance” and the View on their Own Dynasty of the Song Intellectuals: Taking their View on the “Ancestors” as an Example

DENG Xiaonan

(Translation supervised by HIRATA Shigeki, Translated by YAMAGUCHI Tomoya)

**Summary:** The present paper discusses the “view of their own dynasty” of the Song intellectuals, taking their “view on ancestors” as an example. It points out that there was a process in which the “view of their own dynasty” took shape: it reflected the Song intellectuals’ collective consciousness and innovation, while resulting from the nurturing influence of the mainstream politics and culture of the Northern and Southern Song Dynasty. There could be numerous channels to express both the innovative reflection and traditional influence, and one of the important expressions should be the compilation, dissemination and constant interpretation of the “Precious Instructions” and “Sagely Governance.”